

令和7年度 横手市一般廃棄物処理実施計画

【ごみ処理実施計画編】

1. 基本事項

(1) 基本方針

本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「横手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき、ごみの減量化・資源化の推進により、「循環型社会」の形成を目指す「横手市一般廃棄物処理基本計画」の目標を達成するため、本市計画区域から排出される一般廃棄物の適正処理の確保等、必要な事項について定めるものである。

(2) 計画期間

本計画の期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(3) 計画区域

本計画の対象区域は、本市の行政区域とする。

(4) 廃棄物の区分と種類

本計画において本市が処理する廃棄物は、本市計画区域から排出される一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）であり、一般家庭から排出される「家庭系ごみ」と、事業活動に伴って排出される「事業系ごみ」とする。ただし、本計画で定める「適正処理困難物」などの収集対象としないごみは除くものとする。

2. 処理計画

(1) 処理主体

分別区分		処 理 主 体	
		収集運搬	処 理
燃やすごみ	家庭系	市（委託）または排出者	クリーンプラザよこて
	事業系	許可業者または排出者	
燃やさないごみ	家庭系	市（委託）または排出者	クリーンプラザよこて
	事業系	許可業者または排出者	
資源物	家庭系	市（委託）または排出者	クリーンプラザよこて （ペットボトル・プラスチック製容器包装類は クリーンプラザよこて内仮処理施設、大雄地域の 生ごみは大雄堆肥センター）
	事業系	許可業者または排出者	
粗大ごみ	家庭系	市（委託）または排出者	クリーンプラザよこて
	事業系	許可業者または排出者	
その他ごみ	側溝等 清掃土砂	市（委託）または排出者	南東地区最終処分場
適正処理困難物等		排出者または許可業者	取扱業者または製造業者等

(2) 収集・運搬計画

①ごみの種類と分別

ごみの種類	分別区分	対 象 物
燃やすごみ	燃やすごみ	生ごみ、紙類、布類、プラスチック製品、ゴム・皮革類、草木類、練炭の灰など
燃やさないごみ	燃やさないごみ	蛍光管・電球、エアゾール缶、ライターなど
資源物	飲食品用缶	飲食物が入っていたスチール缶やアルミ缶
	古紙	新聞紙、雑誌、雑紙、ダンボールなど
	衣類	衣類
	ペットボトル	飲料用ペットボトル
	プラスチック製容器包装類	食品などの包装用資材・袋類、洗剤などのボトル・チューブ類
	小型家電	デジタルカメラ、携帯電話、ゲーム機等の電池や電気で動くもの
	電池	乾電池、充電式電池及びボタン電池
	ガラス、せともの	陶磁器類、ガラス製品
	金属類	金属製の調理器具など
	びん類	無色透明びん、茶色びん、その他色びん
	生ごみ	家庭から排出される調理くずなど（大雄地域のみ）
粗大ごみ	粗大ごみ	自転車、家具類、家電製品などでコンテナボックスに入らないもの
その他ごみ	その他ごみ	クリーンアップ活動などにより排出された側溝土砂など

②ごみの排出方法 【4 種 17 分別※大雄地域のみ 18 分別】

ごみの分別	収集方式	収集回数	排出方法	指定袋 収集券	収集体制
1. 燃やすごみ (1) 燃やすごみ	ステーション方式	2 回/週	指定ごみ袋	大（45L） 中（30L） 小（15L）	委託 収集 (一部 直営)
2. 燃やさないごみ (2) 燃やさないごみ	ステーション方式	1 回/月	集積所設置 折りたたみコンテナボックス	—	
3. 資源物 (3) 飲食品用缶	ステーション方式	2 回/月	集積所設置回収ネット	—	
(4) 新聞紙 (5) 雑誌 (6) ダンボール	ステーション方式	2 回/月	種類別に紙ひもで束ねる	—	
(7) 衣類	ステーション方式	2 回/月	ひもで束ねるまたは、 透明の袋に入れる	—	
(8) ペットボトル	ステーション方式 拠点回収方式	2 回/月 (拠点は随 時)	集積所設置回収ネット (拠点回収ボックス)	—	
(9) プラスチック 製容器包装類	ステーション方式	横手地区 2 回/月 横手地区以外 1 回/月	指定ごみ袋	大（45L）	
(10) 小型家電 (11) 電池 (12) ガラス、せともの (13) 金属類	ステーション方式 (小型家電のみ拠点 回収方式も併用) ※パソコンは宅配便 回収方法も併用	1 回/月	集積所設置 折りたたみコンテナボックス (小型家電回収ボックス) ※パソコンは宅配便回収方法も併用	—	
(14) 透明びん (15) 茶色びん (16) その他の色びん	ステーション方式	1 回/月	集積所設置 折りたたみコンテナボックス	—	
生ごみ (大雄地域のみ)	ステーション方式	2 回/週	生ごみ専用袋	20L 15L	
4. 粗大ごみ (17) 粗大ごみ	戸別収集方式	1～2 回 /月	粗大ごみ収集券	330円券	

※ 指定ごみ袋は、燃えるごみ（大）660 円、（中）440 円、（小）220 円、プラスチック製容器包装類 220 円

※ 拠点回収とは、公共施設等に設置した回収ボックスによる回収方式を言う。

※ 粗大ごみは冬期間（12～3 月）収集しない。また、収集料金は大きさ等により、330 円・660 円・990 円・1,320 円の 4 区分

※常設型資源回収ステーションについて
(設置個所) クリーンプラザよこて、大雄地域局

ごみの分別	収集方式	収集回数	排出方法	収集体制
資源物 新聞紙 雑誌 ダンボール	ステーション方式	1回/週	種類別に紙ひもで束ねる	直営
衣類	ステーション方式	1回/週	ひもで束ねるまたは、 透明の袋に入れる	

集団資源回収は、登録団体が飲食品用缶、紙類、衣類について直接引取り業者に渡すため、収集運搬計画には掲載しない。

③ごみの収集運搬等

ア. 施設への搬入計画

各地域のごみステーション（以下「集積所」という。）から収集したごみは、原則として全量クリーンプラザよこてへ搬入し、処理するものとする。また、1月1日～1月3日を除き、国民の祝日および振替休日も収集を行う。

ただし、大雄地域の生ごみについては、大雄堆肥センターに搬入し、処理するものとする。

イ. 本市で収集するごみ

市が収集するごみは、収集日程表に基づいて、集積所及び指定拠点に排出された家庭系ごみとする。粗大ごみについては、予約制の有料戸別収集を行う。

ウ. 本市で収集しないごみ

下表に定める廃棄物並びに事業活動に伴って排出される事業系ごみは、本市で収集しない。

下表廃棄物については、販売店や専門窓口にお問い合わせうえで処分方法を確認し、適正な処理をすること。また、事業系ごみを処分する場合は、事業者の責任において直接処理施設へ搬入、もしくは許可業者へ収集を委託するものとする。

区分	品名
家電リサイクル法対象品目	テレビ（液晶・プラズマ・ブラウン管）、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機
二輪車リサイクルシステム対象品目	リサイクルシステム参加事業者が製造または輸入し、国内で販売した二輪車
廃消火器リサイクルシステム対象品目	小型消火器及び大型消火器
特別管理一般廃棄物※	注射針等鋭利なもの、感染性を有するもの
適正処理困難物	燃料類（ガソリン・オイルなど）、バッテリー・タイヤ、自動車部品、農機具類、農業用資材、薬品（農薬・除草剤など）、建築廃材、ガスボンベ、コンクリート・ブロック、塗料類
一時多量ごみ	引っ越しごみ、剪定枝等

※在宅医療廃棄物については、注射針等の鋭利なもの、血液の付着したもの、感染性を有するものを除いて、は燃やすごみとして収集する。

エ. 集積所の環境整備

集積所の新設や更新の際に活用できる補助金制度を継続する。

※令和6年度からは、ごみ集積所整備補助金の限度額上限を6万円から10万円まで引き上げる。

また、ゼンリン住宅地図と連動したデータベースシステムにより、集積所情報の加除整理を継続する。

③一般廃棄物処理業許可業者

ア. 一般廃棄物収集運搬業

	事業者名	所在地・電話	許可の種類	許可区域
1	有限会社 横手クリーンセンター	横手市南町 20-12 TEL 0182-33-7790	ごみ 粗大ごみ	横手 山内
2	ヨコウン株式会社	横手市八幡字八幡 161 TEL 0182-32-3667	ごみ 粗大ごみ ※特定家庭用 機器廃棄物	横手 雄物川 ※横手市一円
3	株式会社 ミタケ	横手市下境字日向 121-1 TEL 0182-33-4433	ごみ 粗大ごみ	横手
4	株式会社 岡本産業	横手市明永町 6-10 TEL 0182-32-4172	ごみ 粗大ごみ	横手
5	株式会社 山本産業	横手市杉沢字中杉沢 592-5 TEL 0182-32-3170	ごみ 粗大ごみ	横手
6	有限会社 横手清掃興業	横手市睦成字七日市 93-1 TEL 0182-32-4171	ごみ 粗大ごみ	横手
7	有限会社 横手環境管理サービス	横手市睦成字関根 81 TEL 0182-33-4006	ごみ 粗大ごみ	横手
8	有限会社 太陽環境保全	横手市柳田字新藤 190-17 TEL 0182-32-2033	ごみ 粗大ごみ	横手
9	あさひ運送	横手市南町 9-8 TEL 0182-33-2590	ごみ 粗大ごみ	横手
10	富田商事	横手市駅南一丁目 4-3 TEL 0182-33-7475	ごみ 粗大ごみ	横手
11	サトウクリーンセンター	横手市平鹿町浅舞字浅舞 39 TEL 0182-24-1088	ごみ 粗大ごみ	平鹿
12	五十嵐建設株式会社	横手市平鹿町醍醐字下佐戸川 12-2 TEL 0182-24-1484	ごみ 粗大ごみ	平鹿
13	有限会社 平鹿清掃興業	横手市十文字町腕越字石倉 37 TEL 0182-42-0575	ごみ 粗大ごみ	増田 十文字
14	株式会社 斎久	横手市十文字町十五野新田字増田道東 85-1 TEL 0182-42-3686	ごみ 粗大ごみ	十文字
15	中央サービス	横手市十文字町梨木字海道下 130 TEL 0182-42-2437	ごみ 粗大ごみ	増田 十文字
16	有限会社 佐藤清掃	横手市増田町荻袋字荻袋 48 TEL 0182-45-5057	ごみ 粗大ごみ	増田
17	合資会社 大森産業	横手市大森町字大中島 308-2 TEL 0182-26-3173	ごみ 粗大ごみ	大森 大雄
18	株式会社 羽後環境	横手市雄物川町沼館字高畑 439 TEL 0182-22-4191	ごみ 粗大ごみ	平鹿 雄物川 大森 大雄
19	有限会社 西部環境保全	横手市大雄字樋脇 80 TEL 0182-52-3067	ごみ 粗大ごみ	大森 大雄
20	グリーンリサイクル株式会社	宮城県富谷市成田 9 丁目 3-5 TEL 022-351-5904	木くず (伐採木)	横手市一円
21	佐々木興業株式会社	大仙市字刈和野 175-1 TEL 0187-75-2626	特定家庭用 機器廃棄物	横手
22	株式会社 アドバンス環境	横手市朝日が丘 3 丁目 4-6 TEL 0182-23-6034	ごみ 粗大ごみ	山内

イ. 一般廃棄物処分量

	事業者名	所在地・電話	許可の種類	許可区域
1	ヨコウン株式会社	横手市八幡字八幡 161 Tel 0182-32-3667	食品廃棄物	横手
2	五十嵐建設株式会社	横手市平鹿町醍醐字下佐戸川 12-2 Tel 0182-24-1484	木くず 紙くず 繊維くず 廃プラスチック類	平鹿 ※処分対象物は 横手市一円から 出されたもの
3	株式会社 菅与 (食品リサイクル工場)	横手市柳田字新藤 190-19 Tel 0182-35-5858	植物性残渣	横手市一円

(3) ごみ排出量・資源化の実績

① 令和6年度ごみ排出量見込

区 分	単位	令和5年度 (実績)	令和6年度 (見込)	増減 (R6-R5)	増減率 (%)
① 家庭系ごみ	t/年	19,005	18,700	-305	-1.6
② うち資源ごみ	t/年	3,637	3,374	-263	-7.2
③ 集団資源回収	t/年	214	205	-9	-4.2
④ 事業系ごみ	t/年	7,424	7,258	-166	-2.2
うち資源ごみ	t/年	208	186	-22	-10.6
⑤ ごみ排出量【①+③+④】	t/年	26,643	26,163	-480	-1.8
⑥ 行政区域内人口(3月31日現在)	人	81,616	79,875	-1,741	-2.1
⑦ 一人一日当たりのごみ排出量 【⑤/(⑥×365)】	g/人・日	894	895	1	0.1
⑧ 家庭から排出される一人一日当たりのごみ排出量(資源ごみを除く) 【(①-②)/(⑥×365)】	g/人・日	516	524	8	1.6
⑨ 資源化量(資源物搬出量)	t/年	5,121	4,842	-279	-5.4
⑩ 資源化率【(⑨×100)/⑤】 ※ごみ搬出量における割合	%	19.2	18.5	-0.7	
⑪ 最終処分量	t/年	888	859	-29	-3.3
⑫ 最終処分率 【(⑪×100)/(①+④)】	%	3.4	3.3	-0.1	

※表示単位末を四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。

※令和5年度実績は、一般廃棄物処理事業実態調査(以下「実調」と表記する)の公表予定値を採用しているが、端数処理により合計値が合わない場合がある。

※⑨はごみ処理施設からの搬出量と集団資源回収を合わせた数値である。

※⑩は「ごみ搬出量」に基づいて計算しているため、「処理量」で計算される実調と数値が異なる。実調における令和5年度の値は18.9%となる。

※⑪最終処分量は中間処理施設(クリーンプラザよこて)から搬出される飛灰量。

※⑦⑧について、令和5年度はうるう年のため366日で計算している。

②資源化量の見込み(詳細)

区分	単位	令和5年度 (実績)	令和6年度 (見込)	増減 (R6-R5)	増減率 (%)
ごみ排出量	t/年	26,643	26,163	-480	-1.8
資源化量	t/年	5,121	4,842	-279	-5.4
金属類	t/年	371	363	-8	-2.2
缶類	t/年	220	208	-12	-5.5
ガラス・せともの	t/年	278	264	-14	-5.0
小型家電	t/年	17	24	7	41.2
生きびん	t/年	37	31	-6	-16.2
透明びん	t/年	216	200	-16	-7.4
茶色びん	t/年	270	242	-28	-10.4
その他の色びん	t/年	107	100	-7	-6.5
プラスチック製容器包装類	t/年	136	146	10	7.4
ペットボトル	t/年	203	206	3	1.5
古紙類	t/年	1,631	1,483	-148	-9.1
乾電池	t/年	38	38	0	0.0
古布	t/年	64	55	-9	-14.1
生ごみ	t/年	170	150	-20	-11.8
主灰資源化	t/年	1,363	1,332	-31	-2.3
資源化率	%	19.2	18.5	-0.7	

※表示単位末を四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。

※「缶類」「生きびん」「古紙類」「古布」には集団資源回収量が含まれている。

※生きびん＝再利用びん

③常設型資源回収ステーションの資源化量見込み

区分	単位	令和5年度 (実績)	令和6年度 (見込)	増減 (R6-R5)	増減率 (%)
資源化量	t/年	65	71	6	8.8
古紙類	t/年	49	55	7	13.5
衣類	t/年	16	15	-1	-6.3

※表示単位末を四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。

※常設型資源回収ステーションの回収量はごみ排出量に計上しないため、資源化量がごみ減量値となる。

(4) ごみの減量化・資源化の目標

①令和6年度計画の達成状況

区分	単位	令和6年度 (目標)	令和6年度 (見込)	達成状況 (達成率)
① 家庭系ごみ	t/年	18,789	18,700	達成 (100.48%)
② うち資源ごみ	t/年	3,986	3,374	— (—)
③ 集団資源回収	t/年	400	205	未達 (51.25%)
④ 事業系ごみ	t/年	7,234	7,258	未達 (99.67%)
うち資源ごみ	t/年	400	186	— (—)
⑤ ごみ排出量【①+③+④】	t/年	26,423	26,163	達成 (100.99%)
⑥ 行政区域内人口(3月31日現在)	人	79,990	79,875	— (—)
⑦一人一日当たりのごみ排出量 【⑤/(⑥×365)】	g/人・ 日	905	895	達成 (101.12%)
⑧家庭から排出される一人一日当たり のごみ排出量(資源ごみを除く) 【(①-②)/(⑥×365)】	g/人・ 日	507	524	未達 (96.76%)
⑨資源化量(資源物搬出量)	t/年	6,240	4,842	— (—)
⑩資源化率【(⑨×100)/⑤】		22.9%	18.2%	未達
⑪最終処分量	t/年	837	859	— (—)
⑫最終処分率【(⑪×100)/(①+④)】		3.1%	3.3%	未達

※表示単位末を四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。

※達成率は実績を100とした場合の目標値が占める割合。100を超えると目標達成となる。

※③集団資源回収は増加させることが目標であるため、逆数で計算している。

※⑦⑧について、令和5年度はうるう年のため366日で計算している。

②令和7年度計画の目標値

区分	単位	令和6年度 (見込)	令和7年度 (目標)	増減 (R7-R6)	増減率 (%)
① 家庭系ごみ	t/年	18,700	18,833	133	0.7
② うち資源ごみ	t/年	3,374	4,052	678	20.1
③ 集団資源回収	t/年	205	300	95	46.3
④ 事業系ごみ	t/年	7,258	7,252	-6	-0.1
うち資源ごみ	t/年	186	300	114	61.3
⑤ ごみ排出量【①+③+④】	t/年	26,163	26,385	222	0.8
⑥ 行政区域内人口(3月31日現在)	人	79,875	79,875	0	—
⑦一人一日当たりのごみ排出量 【⑤/(⑥×365)】	g/人・ 日	895	905	10	1.1
⑧家庭から排出される一人一日当たりのごみ排出量(資源ごみを除く) 【(①-②)/(⑥×365)】	g/人・ 日	524	507	-17	-3.2
⑨資源化量(資源物搬出量)	t/年	4,842	6,343	1,501	31.0
⑩資源化率【(⑨×100)/⑤】	%	18.5%	24.0%	5.5	—
⑪最終処分量	t/年	859	861	2	0.2
⑫最終処分率【(⑪×100)/(①+④)】	%	3.3	3.3	0	—

※⑥の目標は「横手市人口ビジョン」と令和6年度の人口動態をもとに算出。

※⑦⑧⑩の目標は「第2次横手市総合計画 後期基本計画」の令和6年度目標値を採用している。

※分別の適正化により、燃やすごみとして排出されていたもの(古紙や衣類)が資源ごみとして排出されることにより、②の資源ごみ排出量目標値が増加する。

※⑦⑧について、令和5年度はうるう年のため366日で計算している。

(5) ごみの減量化・資源化計画

①発生抑制の推進

ア. 生ごみの減量化・資源化

【生ごみの減量化】

「水切り」に関する啓発や情報提供を行い、家庭から排出される生ごみに多く含まれる水分を減らし燃やすごみの減量化を図る。また、家庭用のコンポストや電動生ごみ処理機の購入補助制度の周知を行い、生ごみの資源化の推進を図る。

【生ごみの資源化】

大雄地域では、生ごみの分別収集を行い、大雄堆肥センターへ搬入し、堆肥化を実施する。

イ. ごみ処理手数料制度による減量化

燃やすごみ及びプラスチック製容器包装類の収集について、指定ごみ袋によるごみ処理手数料制度を継続することにより、家庭系一般廃棄物の排出量に応じた負担の公平性及びごみ減量化に対する市民の意識向上を促進し、ごみの排出抑制を図る。

ウ. マイバック運動の推進

各種説明会やイベント等において、買物の際はマイバッグを持参する等と呼びかけ、より一層ごみの排出抑制への意識付けを図る。

エ. 事業系ごみの減量化

事業者に対しホームページやチラシ等により、事業系ごみの減量や資源物の分別・適正処理の周知を行う。また、事業系ごみが集積所に出された場合や、ごみの展開検査で産業廃棄物が発見された場合には、排出事業者に対し直接指導を行う。

オ. 啓発活動

ごみの減量化に関する社会意識を育むため、小中学校における環境学習や、地域社会において開催される社会教育活動の場における出前講座等を通じた環境教育に積極的に取り組む。

カ. 家庭系ごみ分別の更なる適正化

「ごみの分け方・出し方」令和版の冊子を市役所窓口や不動産管理会社等を通じ、市外からの転入者等に確実に配布することにより、家庭系ごみの更なる分別の適正化を図る。また、スマホ向けごみ分別アプリをより市民に広く周知することで、市民のごみ分別意識の向上を促進する。

②資源化の推進

ア. リユースの推進

ごみとして回収されたビールびん・一升びん・4合びんのリユースを継続する。また、クリーンプラザよこてで粗大ごみを再生可能品として整備し、市民への提供を継続する。

イ. こでんリサイクルの継続

小型電子機器（小型家電）について、他自治体に先駆けた集積所回収を継続して行うほか、官公庁にも回収ボックスを引き続き設置し、小型家電リサイクルの啓発活動に努め、希少金属等の有効資源の活用を図る。

ウ. パソコンリサイクルの促進

家庭用使用済みパーソナルコンピュータについては、メーカーや一般財団法人パソコン3R推進協会での回収方法及び集積所回収・小型家電回収ボックスによる回収方法に加え、「宅配便を活用したリサイクル」回収を継続し、市民の利便性向上と資源化率のさらなる向上を図る。

エ. ペットボトル回収の促進

飲料用ペットボトルについては集積所による回収のほか、拠点回収ボックス（横手・増田・平鹿・雄物川・大雄地域に設置済）により回収を行う。今後も拠点回収ボックスの未設置地域への導入を検討する。

オ. 集団資源回収活動の奨励

町内会や地域団体等が実施する自主的なリサイクル活動に奨励金を交付する。また、集団資源回収活動奨励金制度の広報活動を行う。

カ. 常設型資源回収ステーションの運営

大雄庁舎及びクリーンプラザよこて敷地内に設置している常設型資源回収ステーションを運営し、古紙・衣類の排出しやすい環境整備を行う。

キ. 啓発活動

再生利用が可能な資源物を確実に分別収集するため、町内会や小中学校等の各種団体への出前講座を実施する。さらに、市報・ホームページ・FM放送・ごみ分別アプリ等を活用し、分別方法・排出方法について分かりやすい広報・啓発活動に努める。

(6) 中間処理施設の概要及び処理計画

ア. クリーンプラザよこて

所在地	秋田県横手市柳田字中村 1 2 6 番地
竣工年月	平成 28 年 3 月
処理能力等	●熱回収施設 ・焼却能力：47.5 t / 日 (24 h) × 2 炉 ・処理方式：連続燃焼式焼却炉 (ストーカ炉) ●リサイクルセンター ・処理能力：破碎選別 9 t / 日・資源選別 21 t / 日 (5 h) ●ペットボトル・プラスチック容器包装類仮処理施設 ・処理能力：ペット 350 kg / h・その他プラ 210 kg / h 旧センターで使用していた圧縮梱包機械 1 台を移設し、ペットボトルとプラスチック製容器包装類を交互に運転、処理する。

ごみの種類	分別区分	処 理 方 法
燃やすごみ	燃やすごみ	熱回収施設で焼却処理する。主灰はセメント資源化を行い、飛灰は最終処分場へ搬入し埋立処分する。
燃やさないごみ	燃やさないごみ	破碎後金属資源を回収し、民間業者へ売却する。選別後の残渣は熱回収施設で焼却処理する。
資源物	飲食品用缶	スチール缶、アルミ缶に選別し、それぞれプレスして民間業者へ売却する。
	びん	びんは容器包装リサイクル協会の再商品化事業者へ引き渡す。生きびんは民間業者へ売却・無償で引き渡す。
	古紙	民間業者へ売却する。
	衣類	民間業者へ売却する。
	小型家電	家電リサイクル法認定事業者へ引き渡す。
	電池	公益社団法人全国都市清掃会議が策定した「使用済み乾電池等の広域回収・処理計画」内で定められた民間業者に処理委託する。
	ガラス、せともの	民間業者へ処理委託する。
	金属類	民間業者へ売却する。
	ペットボトル	異物除去後に圧縮梱包し (公財) 日本容器包装リサイクル協会の再商品化事業者へ引き渡す。選別残渣は熱回収施設で焼却処理する。
粗大ごみ	プラスチック製容器包装類	異物除去後に圧縮梱包し (公財) 日本容器包装リサイクル協会の再商品化事業者へ引き渡す。選別残渣は熱回収施設で焼却処理する。
	粗大ごみ	破碎後金属資源を回収し、民間業者へ売却する。選別後の残渣は熱回収施設で焼却処理する。 なお、排出時に許可を得た再生可能な粗大ごみは、再整備し、リユース品として市民へ無料提供する。

イ. 大雄堆肥センター

所在地	秋田県横手市大雄字森岡南 4 2 番地 9
竣工年月	平成 17 年 3 月
処理能力等	・ 処理方式：1 次発酵槽 片側オープンロータリー式攪拌方式 (処理日数 25 日) 2 次発酵槽 切り返し方式 (処理日数 40 日) - 脱臭方法 酵素分解方式 ・ 計画処理量 : 約 10,000 t / 年 68.6 t / 日 (うち生ごみ 4.8 t / 日) ・ 堆肥生産量 : 約 4,000 t / 年

ごみの種類	分別区分	処 理 方 法
資源ごみ	生ごみ	生ごみを堆肥化し、有機質肥料として農産物生産者に販売する。

(7) 最終処分場の概要及び処分計画

ア. 南東地区最終処分場

所在地	秋田県横手市平鹿町醍醐字飛池 5 番地
竣工年月	平成 10 年 3 月
処理能力等	●埋立地処分地施設 ・ 構造及び方式：準好気性埋立・セル方式 ・ 埋立対象物 : 不燃物選別残渣・破碎選別残渣・焼却残渣 ・ 埋立面積 : 18,300m² ・ 埋立容量 : 83,000m³ ●浸出水処理施設 ・ 水処理能力 : 60m³/日 ・ 処理方式 : 生物処理+凝集沈殿+高度処理

クリーンプラザよこてから排出された飛灰固化物などや、クリーンアップ活動等により排出された側溝土砂などについて、南東地区最終処分場において埋立処理をする。

(8) 一般廃棄物処理業許可計画

法第 7 条第 5 項の規定に基づき、横手市における一般廃棄物処理業の許可に関する計画を次のとおり定める。

①一般廃棄物収集運搬業

既存の許可業者の収集運搬能力や実績、及び一般廃棄物排出量の減少傾向が今後も続くと思込まれることなどを総合的に勘案すると、現行の許可業者により適正に収集運搬が遂行されているものと判断されることから、新規許可については次のように対応する。

- ・ 既存の許可業者等により一般廃棄物の適正な収集運搬が行われているため、新たな法令等の整備により必要が生じた場合を除き、原則として新規許可はしない。
- ・ ごみの減量化や再生利用を目的とし、処分業と併せて収集運搬業を行う場合で、適正に処理することが確実である場合には、内容に応じて許可する。

②一般廃棄物処分業

ごみの焼却量・最終処分量を減量化し、資源の有効利用を推進する観点から、新規許可については次のように対応する。

- ・ 市の処理施設及び既存の許可業者により一般廃棄物の適正な処分が行われているため、新たな法令等の整備により必要が生じた場合を除き、原則として新規許可はしない。
- ・ ごみの減量化や再生利用を目的として処分業を営む場合で、適正に処理することが確実にある場合には、一般廃棄物の種類を限定して許可する。

(9) その他の施策

①不法投棄対策

市職員が、巡回監視パトロールや不法投棄防止看板の設置などの啓蒙活動を実施することで、不法投棄や野焼き等の不適正処理の未然防止と早期発見・対応に努める。また、秋田県や警察、近隣市町村など関係機関と相互連携・情報の共有化を図る。

スマホ用ごみ分別アプリを活用し、監視の目を多くすることで不法投棄を発見しやすくし、早期対応に努める。

②不適正処理対策

「横手市一般廃棄物処理業に係る行政処分実施要領」を許可業者等に周知し、ごみの適正処理に努める。

また、一般廃棄物収集運搬・処分業者の更新手続き申請の際には、設備や車両及び帳簿等の整備状況について立ち入り調査を適切に実施する。

【し尿・浄化槽汚泥処理実施計画編】

1. 基本事項

(1) 基本方針

本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「横手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき、「循環型社会」の形成を目指す「横手市一般廃棄物処理基本計画」の目標を達成するため、本市計画区域から排出される一般廃棄物の適正処理の確保等、必要な事項について定めるものである。

(2) 計画期間

本計画の期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(3) 計画区域

本計画の対象区域は、本市の行政区域とする。

(4) 廃棄物の区分と種類

本計画において本市が処理する廃棄物は、本市計画区域内から排出されるし尿及び浄化槽汚泥とする。

2. 処理計画

(1) 処理主体

区分	処 理 主 体	
	収集運搬	処 理
し尿	許可業者	横手衛生センター、雄物川衛生センター
浄化槽汚泥	許可業者	横手衛生センター、雄物川衛生センター

(2) 収集運搬計画

①施設への搬入計画

し尿及び浄化槽汚泥は、市が収集運搬を許可した業者が全量を横手衛生センター又は雄物川衛生センターへ搬入する。

②一般廃棄物処分業(収集運搬業)業者

	事業者名	所在地・電話	許可の種類	許可区域
1	有限会社 横手清掃興業	横手市睦成字七日市 93-1 TEL 0182-32-4171	し尿・浄化槽汚泥収集運搬 浄化槽清掃	横手(※1) 山内
2	有限会社 横手環境管理サービス	横手市睦成字関根 81 TEL 0182-33-4006	し尿・浄化槽汚泥収集運搬 浄化槽清掃	横手(※2) 山内(※3)
3	有限会社 伊藤環境サービス	横手市十文字町腕越字石倉 91-4 TEL 0182-42-3707	し尿・浄化槽汚泥収集運搬 浄化槽清掃	増田 十文字
4	有限会社 平鹿清掃興業	横手市十文字町腕越字石倉 37 TEL 0182-42-0575	し尿・浄化槽汚泥収集運搬 浄化槽清掃	増田 十文字 大雄 雄物川
5	株式会社 羽後環境	横手市雄物川町沼館字高畑 439 TEL 0182-22-4191	し尿・浄化槽汚泥収集運搬 浄化槽清掃	平鹿 雄物川 大森 大雄
6	合資会社 大森産業	横手市大森町字大中島 308-2 TEL 0182-26-3173	し尿・浄化槽汚泥収集運搬 浄化槽清掃	大森 大雄
7	株式会社 平鹿環境	横手市雄物川町沼館字高畑 439 TEL 0182-23-7789	し尿・浄化槽汚泥収集運搬 浄化槽清掃	平鹿 雄物川 大森
8	醍醐衛生社	横手市平鹿町醍醐字大橋 33-8 TEL 0182-25-4451	し尿・浄化槽汚泥収集運搬 浄化槽清掃	平鹿
9	山内清掃社	横手市山内土渕字軽井沢 51-19 TEL 0182-53-3148	し尿収集運搬	山内

※1 横手清掃興業について、横手地域のし尿は「石町、久保の目、杉目、三原、静町、福小屋、境町、朝日が丘」を除く地域。

※2 横手環境管理サービスについて、横手地域のし尿は「石町、八幡、久保の目、杉目、三原、静町、福小屋、境町、朝日が丘」の地域。

※3 横手環境管理サービスは山内地域のし尿収集運搬は不可。

山内地域のし尿収集運搬は横手清掃興業・山内清掃社のみ可能。

(3) し尿及び浄化槽汚泥排出量の実績と見込み

横手衛生センター・雄物川衛生センター搬入量

銘 柄		単位	令和5年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)
し尿		kl/年	18,922	17,499	16,651
浄 化 槽 汚 泥	単独浄化槽	kl/年	3,894	4,166	4,217
	合併浄化槽	kl/年	19,842	21,225	21,491
	農集汚泥	kl/年	3,579	2,433	2,408
下水道汚泥		kl/年	385	0	0
合計		kl/年	46,622	45,323	44,767
稼働率			72.0%	70.2%	69.3%

※稼働率＝搬入量合計÷処理能力（横手衛生センターと雄物川衛生センターの1日あたり処理能力の合計×年日数（365日 or 366日））

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。

(4) 中間処理施設の概要

ア. 横手衛生センター

所在地	秋田県横手市睦成字七間川原 53-2
現行施設竣工年月	平成 17 年 12 月
処理能力等	・ 処理能力：122kl／日 ・ 処理方式：膜分離高負荷生物脱窒素処理方式

イ. 雄物川衛生センター

所在地	秋田県横手市雄物川町矢神字堂ノ下 129
竣工年月	昭和 61 年 3 月
処理能力等	・ 処理能力：55 kl／日 ・ 処理方式：高負荷脱窒素処理方式＋高度処理設備

(5) 一般廃棄物処理業許可計画

法第 7 条第 5 項の規定に基づき、横手市における一般廃棄物処理業の許可に関する計画を次のとおり定める

①一般廃棄物収集運搬業

既存の許可業者の収集運搬能力や実績、及び一般廃棄物排出量の減少傾向が今後も続くと見込まれることなどを総合的に勘案すると、現行の許可業者により適正に収集運搬が遂行されているものと判断されることから、新規許可については次のように対応する。

- ・ 既存の許可業者等により一般廃棄物の適正な収集運搬が行われているため、新たな法令等の整備により必要が生じた場合を除き、原則として新規許可はしない。